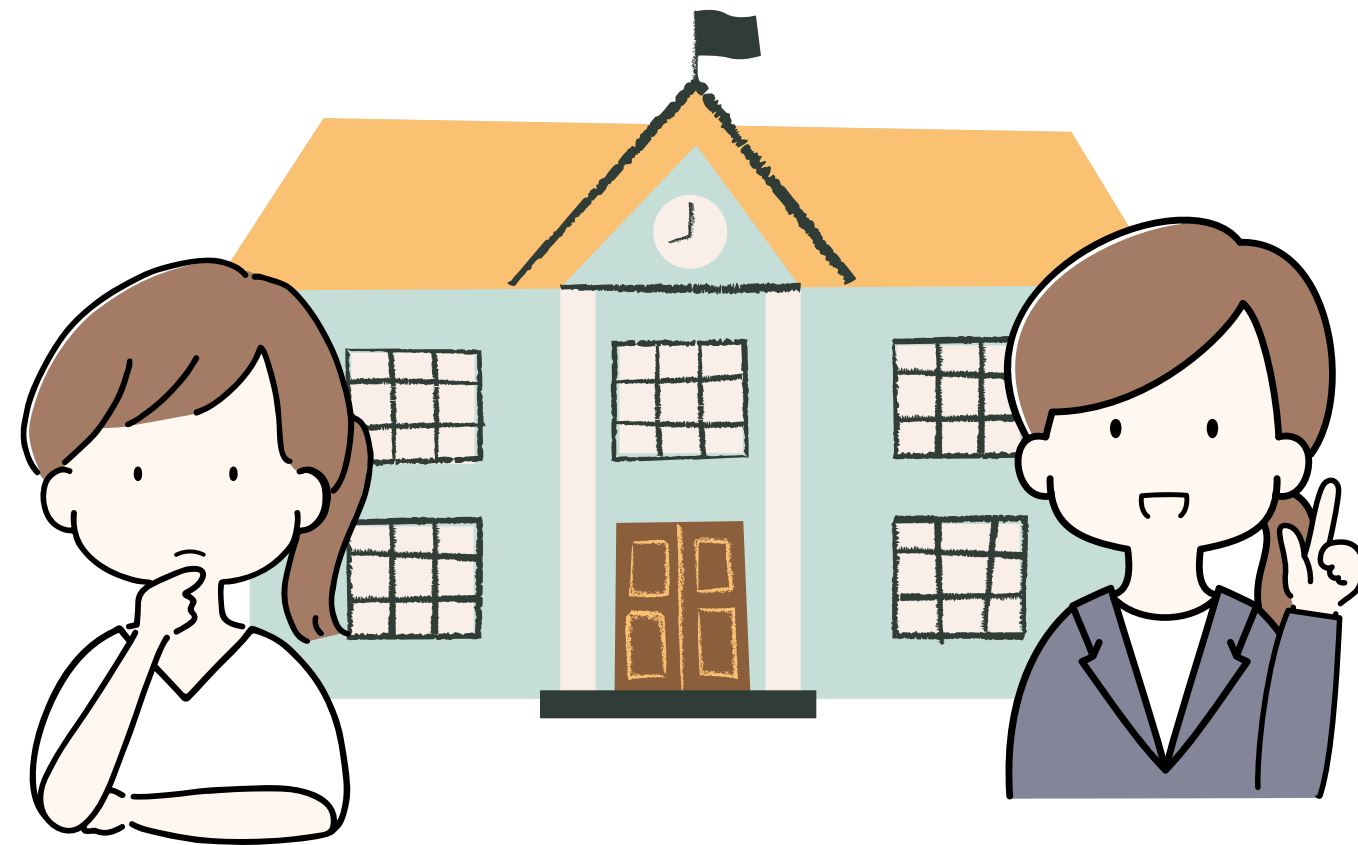


＼ 初めて保育所入所される方へ！ ／

保育ミニ講座



大阪市北区 子育てコンシェルジュ

作成：令和8年6月

目次

- 01. はじめに
- 02. 預け先の種類
- 03. 保育料について
- 04. 保育所入所申込スケジュール
- 05. 必要書類について
- 06. 点数制について
- 07. 利用調整の仕組み
- 08. 募集状況について
- 09. 園の情報収集について

はじめに

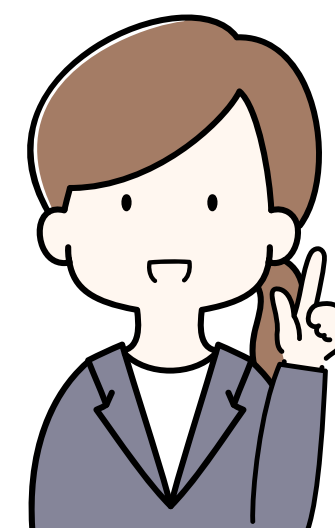
子育てコンシェルジュについて

保育所、幼稚園、そのほか多様な保育サービスについて、
北区役所 3 階 子育て・教育課 30 番窓口で相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。



今回の説明についての注意点

説明の内容におけるスケジュールや申込み関係資料は、
作成時点での情報をもとに案内しております。
最新の利用申込みとは異なる場合があるのでご注意ください。



クラス年齢について

4月1日

年度の**4月1日時点での年齢**で
何歳児クラスかが決まります。

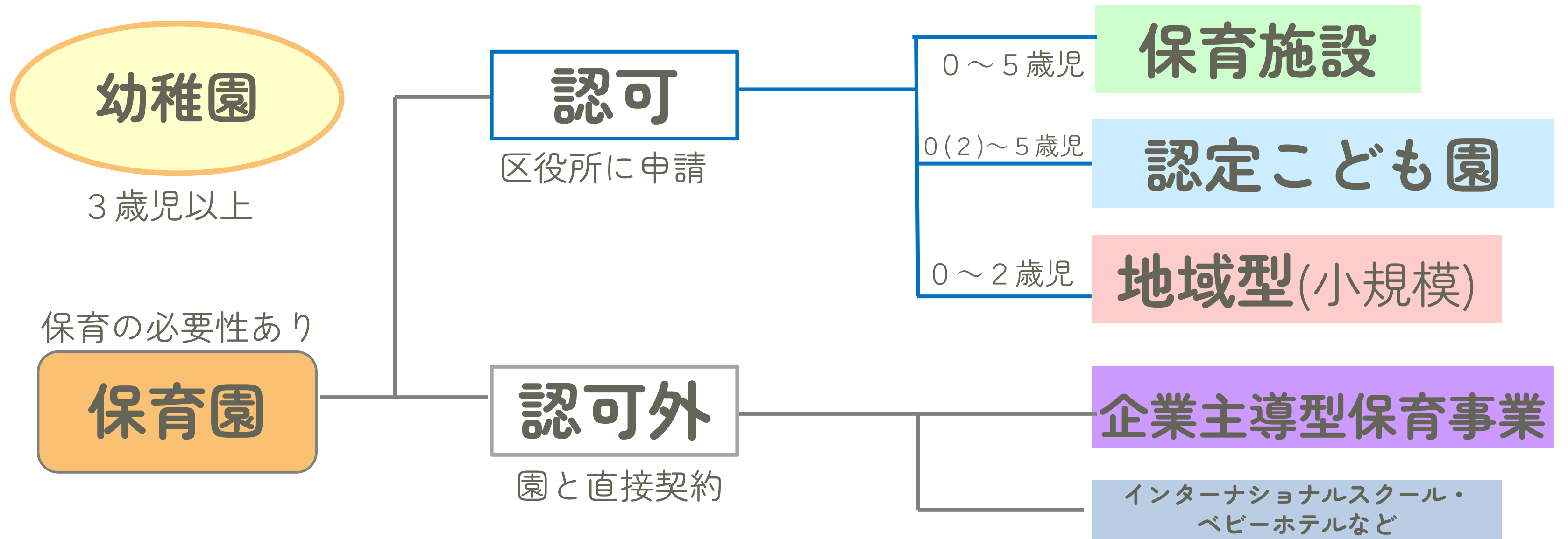
年度の途中で誕生日を迎えても、
年度内は同じクラスです。



募集人数を確認する際にクラス年齢にご注意ください

預け先の種類

お子さんの預け先は大きくは以下に分類されます



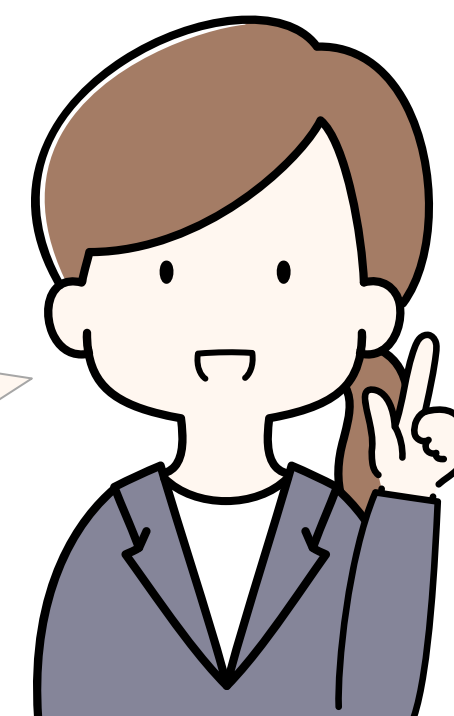
お子さまの年齢や預ける理由・時間によって使える施設が異なります。

そもそも保育園とは？

就労などの理由により家庭で保育ができない保護者に代わって就学前までの乳幼児を保育する児童福祉施設です。

その為、基本的に預ける理由がない場合には保育園は利用できません。

(一時預かりや誰でも通園制度などをご利用ください)



幼稚園と保育園の違い

	幼稚園	保育園
利用可能年齢	3歳から	0歳から (原則生後6か月から)
利用要件	特になし	保育の必要性あり
保育時間	おおむね9時～14時 ＋預かり保育	おおむね7時～19時のうち 必要に応じて
休日	土日祝、夏冬春の長期休み	日祝、年末年始等
入園の手続き	直接園へ	認可園は区役所、 認可外は園に直接

認可と認可外の違い

	認可	認可外
設置基準	国の認可基準を満たしている。	開設後、市町村に届出。 企業主導型は企業が運営主体となり従業員の子どもを中心に地域の子どもを含めて預かる保育施設
入所申込	お住いの区役所へ申請 申込超過の場合は、申請内容により選考	園に直接申し込みし、契約
申込要件	両親ともに 保育が必要な要件を満たすこと	園の規定による
保育料	大阪市独自で無償化	園が定めた料金 ※一部無償化の制度あり（要申請）
利用について	月～土	月極のほか、一時的な利用も可能。 日祝対応の園もある

認可保育施設の種類

0～5歳児

保育所（園）

保育が必要な0歳～就学前までの子どもを預かる施設

保育園型
：0～5歳児幼稚園型
：1～5歳児

認定こども園

保育園と幼稚園の機能を併せ持った施設で、下記の入所枠が設けられています。

2・3号（保育枠）：保育の必要な0歳～就学前の子ども

1号（幼稚園枠）：保育の必要性のない3歳～就学前の子ども

0～2歳児

地域型保育事業（小規模等）

保育が必要な子どもを0歳～2歳児クラスの年度末まであずかる事業

3歳児クラスに進級のタイミングで別の施設に移る必要があります。

地域型保育事業卒園時の取り扱いについて

- 地域型保育事業では、連携保育施設（5歳までの園）に**卒園児の優先枠**を設けています。
- 連携枠より、希望者が多い場合には希望者の中で点数による利用調整を行います。
- 利用調整により内定できなかった場合には、**調整指数6点**を加点したうえで、一斉入所にて引き続き選考を行います。

地域型保育事業について



地域型保育事業の卒園児の受入について

地域型保育事業では、下記連携保育施設にて卒園児を優先的に受け入れています。連携保育施設への希望については、毎年9月頃施設を通じて連携先への希望申込みを受付しています。連携枠より、希望者が多い場合には、希望者の中で利用調整（利用調整は一斉入所の利用調整基準と同じ）を行います。利用調整により内定できなかった場合には、保育事業の卒園児のため調整指数6点を加点したうえで、一斉入所にて引き続き選考を行います。

連携保育施設一覧（令和7年7月18日現在）

地域型保育事業所名	2歳児定員	卒園後の連携保育施設等	卒園児連携枠
さくらんぼルーム	4名	長柄保育園	4名
フェアリールーム天六園	10名	フェアリー保育園本庄東	3名
		中嶋はな保育園	1名
		大成学院 天滝幼稚園 ※	2名
		太成学院 天滝幼稚園	1名
こぐまの森保育園梅田園	5名	幼保連携型認定こども園 鶴町学園 ※	3名
		大阪主婦之会保育園	1名
		中津船場幼稚園※	2名
クオリスキッズ中津三丁目保育園	8名	扇町同胎幼稚園※	2名
		クオリスキッズ天六保育園	2名
		クオリスキッズ北梅田保育園	2名
		クオリスキッズ谷六保育園（中央区）	2名
かいせいプチ保育園天満橋園	8名	クオリスキッズ三国本町保育園（淀川区）	2名
		天下茶屋保育所（西成区）	2名
		同心保育園	1名
		中嶋かいせい保育園	2名
中之島ちどりキッズ	5名	太成学院 天滝幼稚園	1名
びっころきっす中津園	7名	中之島ちどり保育園	2名
びっころきっす北区役所園	6名	びっころきっす新梅田園	7名
キッズハーモニー・なかのしま	6名	びっころきっす新梅田園	6名
商店街の保育ママ 興学院	2名	太成学院 天滝幼稚園	1名
コミニケ保育園	5名	愛のめぐみ保育園	2名
		太成学院 天滝幼稚園	1名
ニチイキッズ大淀中保育園	7名	田養学園低幼稚園（西淀川区）※	5名
		中津船場幼稚園※	1名
にじのとり保育園	8名	びっころきっす新梅田保育園	2名
		大成学院 天滝幼稚園	1名
輝け未来保育園	10名	大成学院 天滝幼稚園	1名
		大阪聖心学院新森幼稚園（旭区）※	5名
医誠会国際総合病院さくら保育園	11名	扇町同胎幼稚園※	5名
		えがおの森保育園・どうしん	1名

※印の園については連携先が幼稚園のため、保育時間等に注意ください。

地域型保育事業施設利用中の転園希望について 地域型保育事業施設利用中に転園希望を申請することができます。通常転園希望については、基本点数に0・5をかけた点数（父100点、母100点、合計200点の場合、100点）で利用調整を行います。希望者への転園希望の場合は、基本点数のままで（父100点、母100点、合計200点）利用調整となります。

※連携施設については別紙をご確認ください。

保育料について（R8年度9月以降）

令和8年9月よりすべての子どもについて保育料が無償になります。（大阪市独自）

0・1・2歳児

保育料 無償

実費負担

園の諸経費は直接施設へ支払い

3・4・5歳児

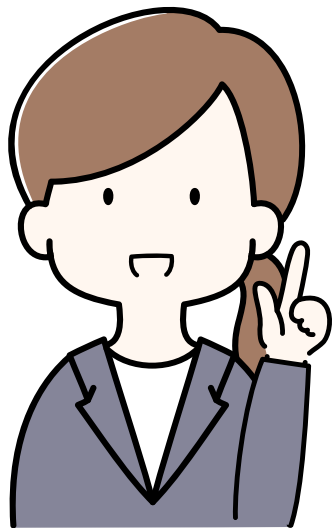
保育料 無償

実費負担

給食代（主食費・副食費）、
その他園の諸経費は直接施設
へ支払い

減免措置

副食費は、第三子以降、または所得
により免除



※園の諸経費については、
「北区保育園ガイドブック」
をご覧ください。

保育所入所申込スケジュール

一斉入所

年度始まり
4月から入所

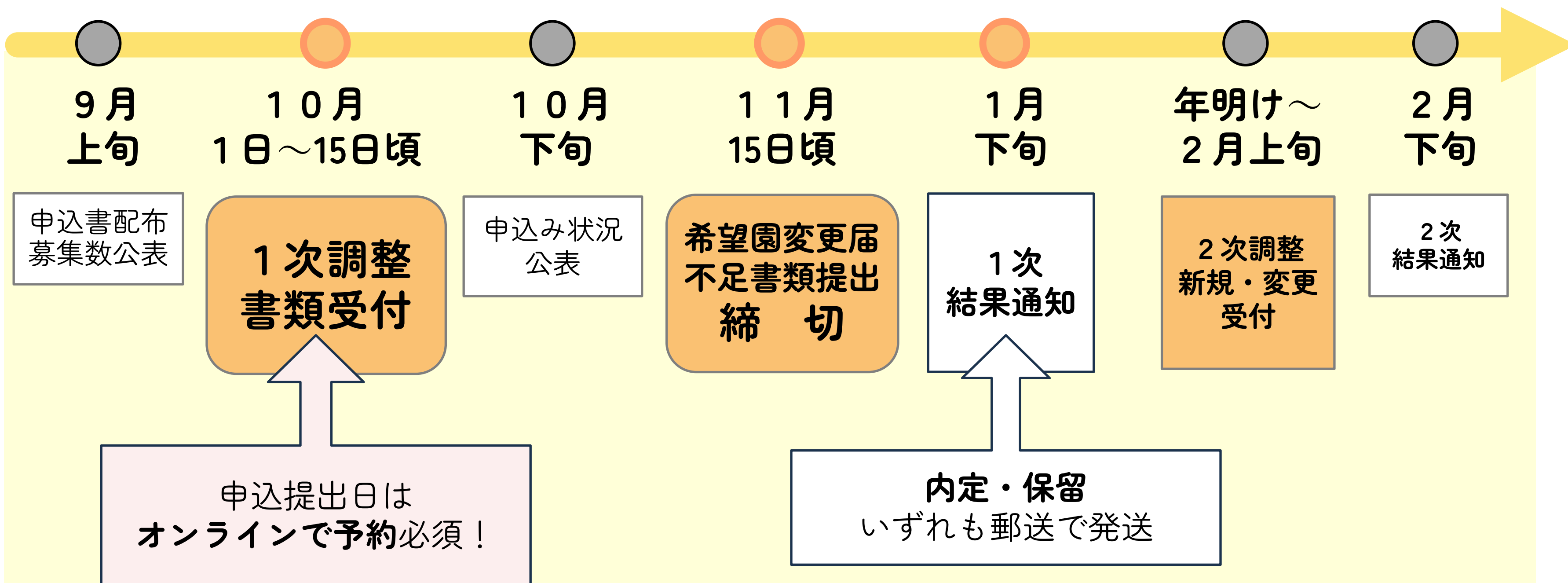
途中入所

年度途中から入所
(5月以降毎月)

お子様が何年何月生まれ（予定）か、いつから預けたいか、
育児休業を取得しているかによって申請スケジュールが変わります



一斉入所申込スケジュール（目安）

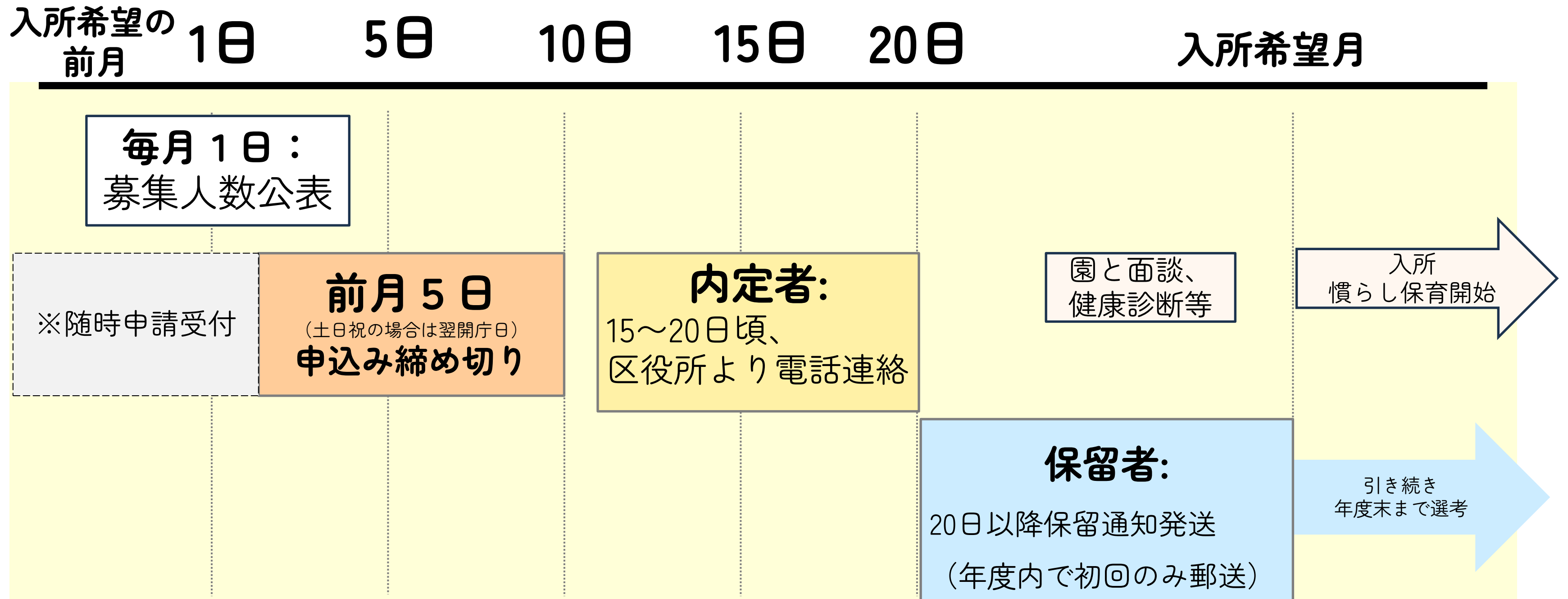


一斉入所申込 2次調整について

2次調整の募集について

- 一斉入所には「1次調整」と「2次調整」があります。
- 2次調整は1次調整で保留となった方と、2次調整の受付期間に新たに申請された方を対象に調整を行います。
- 募集枠については、1次調整で埋まりきらなかった空き枠を公表し、その後辞退枠、在園児の退所枠を含めて調整を行います。辞退枠、在園児の退所枠についてはタイミングによっては公表できませんので、募集0人でも選考が発生する可能性があります。

途中入所申込スケジュールめやす

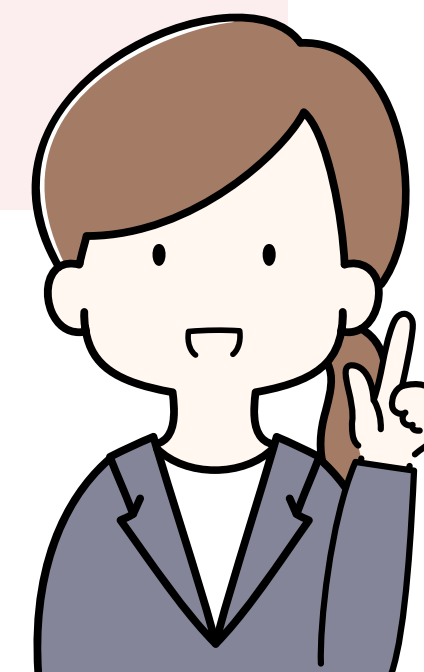


育児休業取得中（予定）の方へ

ご注意ください！

満1歳（1歳半）になる誕生月までの利用申込みがない場合、
育児休業手当の延長に必要な「**保留証明**」は発行できません。

詳しくは勤務先、ハローワークにお問い合わせください。



必要書類について

認可保育施設入所申込に必要な書類は
おおきく3つのグループに分かれます

全ての方に必要な
書類

保育が必要な理由
を証明する書類

状況に応じて
必要な書類

全ての方に必要な書類

子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書

利用調整調査票（その１）

利用調整調査票（その２）

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

個人番号記載用紙

一つずつ
ポイントをご案内
します



**子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書（申請書）**

申込書の表紙となるページです。
入所希望日や世帯の方のお名前や、希望保育施設を記入します。

受付

**子どものための教育・保育給付
保育認定（変更）申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書**
(令和6年度用)

(あて先) 保健福祉センター所長

姓 名			
姓 名 漢 字			
姓 名 英 字			
姓 名 別 名			
同 一 世 帯 内 人 数	1	2	3
人 均 世 帯 費			
世 帯 費 率			

西 暦 年 月 日

☐ 転所希望
※すでに転所した人等の転入後の転出希望は申請書に記入し
ないでください。

☐ 幼稚園(教育認定)併願
※幼稚園に併願する場合は、併願の幼稚園に記入してください。
(併願希望月日) 年 月 日

保 護 者	現住所			
	フリガナ			
	氏 名			
	電 話	ご自宅の連絡 (※先方に来ず連絡先が不明な場合は、 転入先でください。)		

※上記保護者を、児童福祉法上の利用料の納入義務者の対象となる保護者になります。
保護者(保護料)の口座振替は、上記保護者名義の口座より行います。

教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。

保育を希望する期間	西 暦 年 月 日	～	就 学 期 その他(西 暦 年 月 日)	～	西 暦 年 月 日	(以下)
保育を希望する時間	時	分	～	時	分	
希望する保育必要額	1 保育標準時間認定		2 保育短時間認定			

(※令和6年(西暦2024年)4月1日現在の年齢を記載してください。)

区分	氏 名	この子の 性別	年齢	生年月日	勤務先名/通学先名等
申請に係る こと	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	
	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	(勤務先名/通学先名)
	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	(勤務先名/通学先名)
	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	(勤務先名/通学先名)
	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	(勤務先名/通学先名)
	(フリガナ)		男・女	西 暦 年 月 日	(勤務先名/通学先名)

該当有無	ひとり親世帯	特 殊	在宅児童いる世帯	特 殊	児童福祉	申請中・適用中・無
------	--------	-----	----------	-----	------	-----------

保育施設・事業の利用調整について、次のとおり申し込みます。

利 用 希 望	第1希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 第2希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 第3希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 第4希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 第5希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 第6希望 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 () 区 児 童 園 その他の希望	【注意】 希望施設・事業は必ず実態に即して記入したものと、利用可能範囲内としてください。希望した施設・事業に限り、利用調整を行います。定員を超過なく利用を調整した場合、次の利用調整で調整施設が、5歳以下です。 ※以下に示す希望施設・事業に限り、利用可能希望日の翌日以降に、延長などの場合、当該施設・事業の利用希望の範囲(※1)～(※4)のいずれか1つを記入してください。(調整日の場合は、※1のみ記入します。①、②を記入した施設・事業に予定した場合は、調整まで利用可能の範囲(※4)に記入してください。) ① 利用調整の対象を外し、下位の希望施設・事業の順位を繰り上げる。 ② 利用可能希望日から調整日まで1か月以内であれば希望順位はそのままに、1か月を超える場合は、利用調整の対象を外して下位の希望施設・事業の順位を繰り上げる。 ③ 利用可能希望日から調整日まで1か月を超える場合でも希望順位はそのままにする。
------------------	---	--

保育が必要な理由 (保護者ごとに該当する項目に○をつけてください)

統 括	1 就 学	2 妊 婦・出 産	3 疾 病・障 がい	4 介 護・養 育	5 災 害 復 旧	
	6 求 職 活 動	7 就 学	8 その他 ()			

統 括	1 就 学	2 妊 婦・出 産	3 疾 病・障 がい	4 介 護・養 育	5 災 害 復 旧	
	6 求 職 活 動	7 就 学	8 その他 ()			

備考欄 (具体的に記入してください。転所希望の場合は、その理由を記入してください。)

市 民 記 入 欄	保 育 費 納 入 額	保 育 費 納 入 期 間	保 育 費 納 入 日	保 育 費 納 入 額	保 育 費 納 入 期 間	保 育 費 納 入 日	保 育 費 納 入 額	保 育 費 納 入 期 間	保 育 費 納 入 日
-----------	-------------	---------------	-------------	-------------	---------------	-------------	-------------	---------------	-------------

子どものための教育・保育給付保育認定（変更）申請書兼 保育施設・事業利用調整申込書（申請書）

希望園について

- 希望園はいくつでも構いません。また、他区の希望も混合して記入いただけます。
- 希望園は必ず見学してください。

保育施設・事業の利用調整に

利 用 希 望	第1希望
	第2希望
	第3希望
	第4希望
	第5希望
	第6希望
	その他の希望

子どものための教育・保育給付
保育認定（変更）申請書兼
保育施設・事業利用調整申込書
(令和6年度用)

(あて先) 保健福祉センター所長

住所 氏名 性別 年齢 生年月日 勤務先名/通学先名等

保育を希望する期間 保育を希望する時間 希望する保育必要数

保育施設・事業の利用調整について、次のとおり申し込みます。

第1希望 第2希望 第3希望 第4希望 第5希望 第6希望 利用希望

保育が必要となる理由（保護者ごとに該当する項目に○をつけてください）

備考欄（具体的に記入してください。転居希望の場合は、その理由を記入してください。）

記入欄 申請 決定 取消 変更 解除

済□未□

済□未□

済□未□

済□未□

済□未□

済□未□

利用調整調査票（その１）

ご家庭の状況（保護者の状況
や、祖父母、きょうだい）に
ついてご記入いただくページ
です。

利用調整調査票（その１）

○ 父母の状況

該当する箇所について「○」印または必要事項を記入してください。

保 育 が 必 要 な 理 由	父親の状況	母親の状況
	勤務中（収入：有・無）・就労内定（収入の見込：有・無） 育休中（育休期間：可・不可 育休延長：可・不可） 年 月 日 ～ 年 月 日	勤務中（収入：有・無）・就労内定（収入の見込：有・無） 育休中（育休期間：可・不可 育休延長：可・不可） 年 月 日 ～ 年 月 日
※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのためにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢2））となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。） ☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けを希望します。 ☐ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不満はありません （本事項に該当しなかった場合はすみやかに申し立てます）。	※現在育休中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのためにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢2））となっても、育児休業給付金の受給において不利に働くことはありません。） ☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けを希望します。 ☐ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不満はありません （本事項に該当しなかった場合はすみやかに申し立てます）。	
	入所後に求職活動する・現在求職活動中 過去3か月以内の失業による求職中 就学中・就学予定	入所後に求職活動する・現在求職活動中 過去3か月以内の失業による求職中 就学中・就学予定
	通勤・通学時間（ 時間 分）	通勤・通学時間（ 時間 分）
	疾病・介護・看護・その他（ ）	疾病・介護・看護・その他（ ）
	☐ 身体障がい者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B 1・B 2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級	☐ 身体障がい者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B 1・B 2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級
	出産予定 年 月 日	出産予定 年 月 日
※別紙証明内容のとおり（ ）	※別紙証明内容のとおり（ ）	
その他	不在 死亡・離婚・未婚・別居・その他（ ） 児童扶養手当の認定 無・申請中・有	不在 死亡・離婚・未婚・別居・その他（ ） 児童扶養手当の認定 無・申請中・有
住所を問わない （市区）	R7.1.1時点 ☐ 大阪市 ☐ （ ）市・区・町・村 ☐ 海外 R8.1.1時点 ☐ 大阪市 ☐ （ ）市・区・町・村 ☐ 海外	R7.1.1時点 ☐ 大阪市 ☐ （ ）市・区・町・村 ☐ 海外 R8.1.1時点 ☐ 大阪市 ☐ （ ）市・区・町・村 ☐ 海外

○ 祖父母等の状況

該当する箇所について「○」印または、必要事項を記入してください。（欄頭に何人か数人の氏名を記入してください。）※令和8年4月1日現在の年齢を記載してください。

父方	祖父等の状況		祖母等の状況	
	氏名	（ ）歳	氏名	（ ）歳
住所	同居		同居・祖父等と同じ	
	別居（住所）	（ ）	別居（住所）	（ ）
	状況	就労・障がい・疾病・介護・看護・死亡 その他（ ）	就労・障がい・疾病・介護・看護・死亡 その他（ ）	
母方	氏名	（ ）歳	氏名	（ ）歳
	同居		同居・祖父等と同じ	
	別居（住所）	（ ）	別居（住所）	（ ）
状況	就労・障がい・疾病・介護・看護・死亡 その他（ ）	就労・障がい・疾病・介護・看護・死亡 その他（ ）		

○ 就学前の兄弟姉妹の状況

小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合、該当する箇所について「○」印または必要事項を記入してください。

氏名	続柄	生年月日	年齢	状況
	養子 R			C（利用申込中・在学中）・その他（ ）
	養子 R			C（利用申込中・在学中）・その他（ ）

○ 兄弟姉妹で利用申込をしている場合

利用調整時に必要となりますので、十分ご検討のうえ記入してください。

兄弟姉妹が別々の保育施設等であれば利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 別々でも利用する ☐ 別々なら利用しない
兄弟姉妹全員が同時に利用できる場合、どちらを希望するか。	☐ 同じ保育施設等の利用を希望する（希望順位が下でも同じ保育施設等の利用を希望する場合） ☐ 兄弟姉妹別々でもそれぞれの希望順位の高い保育施設等の利用を希望する
兄弟姉妹のうち、1人だけ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ はい ☐ いいえ
※兄弟姉妹で、上の子のみ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 利用する ☐ 利用しない
※兄弟姉妹で、下の子のみ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 利用する ☐ 利用しない
※1人だけ利用する場合、利用できる子どもの保育はどうするか。	（ ）

※上記に当てはまらない場合等は、申込の際に別途、区保健福祉センターに申し出て下さい。

○ 世帯の状況

該当する場合、欄頭に「○」印または必要事項を記入してください。

1 日常的に介護が必要な家族の状況

介護を受ける人（ 父 ・ 母 ） ※父母のいずれか一人

対象者：身体障がい者手帳3級以上・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳の所持者もしくは介護1以上の認定者
→ 対象となること分かる書類を添付してください。（障がい者手帳（写）、介護保険被保険者証（写））

氏名	子どもとの続柄	介護の頻度	日/週
住所	同居・別居（住所）		

2 上記の介護が必要な家族を除いて、世帯に障がい者手帳所持者がいる。（障がい者手帳（写）を添付してください。）

氏名	子どもとの続柄

利用調整調査票（その1）

育児休業中の
希望欄

- 育児休業からの復職を理由に申請の場合、どちらかにチェックしてください。
- なお、②にチェックしても手当の受給に不利になることはありません。

◎ 父母の状況

父親の状況	
保育が 必要 な 理由	勤務中（収入：有・無）・就労内定（収入の見込：有・無） 育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可） 年 月 日 ～ 年 月 日
	※現在育児休業中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのためにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給に不利にはなりません。） ☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けを希望します。 ☐ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません （本事項に該当しなかった場合はすみやかに申し立てます。）
	過去3か月以内の失業による求職中 過去3か月以内の失業による求職中 就学中・就学予定 就学中・就学予定 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 疾病・介護・看護・その他（ ） 疾病・介護・看護・その他（ ） ☐ 身体障がい者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 出稼予定 無・有（予定日 令和 年 月 日） ※別紙証明内容の通り（ ） ※別紙証明内容の通り（ ）
	不在 死亡・遺族・未婚・その他（ ） 児童扶養手当の認定 無・申請中・有 児童扶養手当の認定 無・申請中・有

保育が
必

利用調整調査票（その1）

◎ 父母の状況 該当する箇所について「○」印または必要事項を記入してください。

父親の状況		母親の状況	
勤務中（収入：有・無）・就労内定（収入の見込：有・無） 育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可） 年 月 日 ～ 年 月 日	勤務中（収入：有・無）・就労内定（収入の見込：有・無） 育休中（育休短縮：可・不可 育休延長：可・不可） 年 月 日 ～ 年 月 日	※現在育児休業中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのためにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給に不利にはなりません。） ☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けを希望します。 ☐ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません （本事項に該当しなかった場合はすみやかに申し立てます。）	※現在育児休業中の場合の利用調整の希望について、いずれか一つのためにチェックをつけてください。 （後順位の取扱い（選択肢②）となっても、育児休業給付金の受給に不利にはなりません。） ☐ ① 私は、利用調整において通常通りの順位付けを希望します。 ☐ ② 私は、育児休業を延長することが可能であり、利用調整において他の利用希望者よりも後の順位付けとなることに不服はありません （本事項に該当しなかった場合はすみやかに申し立てます。）
過去3か月以内の失業による求職中 過去3か月以内の失業による求職中 就学中・就学予定 就学中・就学予定 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 疾病・介護・看護・その他（ ） 疾病・介護・看護・その他（ ） ☐ 身体障がい者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 出稼予定 無・有（予定日 令和 年 月 日） ※別紙証明内容の通り（ ） ※別紙証明内容の通り（ ）	過去3か月以内の失業による求職中 過去3か月以内の失業による求職中 就学中・就学予定 就学中・就学予定 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 通勤・通学時間（ ）時間（ ）分 疾病・介護・看護・その他（ ） 疾病・介護・看護・その他（ ） ☐ 身体障がい者手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 ☐ 療育手帳（A・B1・B2） ☐ 精神障がい者保健福祉手帳（ ）級 出稼予定 無・有（予定日 令和 年 月 日） ※別紙証明内容の通り（ ） ※別紙証明内容の通り（ ）	不在 死亡・遺族・未婚・その他（ ） 児童扶養手当の認定 無・申請中・有 児童扶養手当の認定 無・申請中・有	不在 死亡・遺族・未婚・その他（ ） 児童扶養手当の認定 無・申請中・有 児童扶養手当の認定 無・申請中・有

◎ 祖父等の状況

祖父等の状況		祖母等の状況	
氏名（ ）	氏名（ ）	氏名（ ）	氏名（ ）
住所（ ）	住所（ ）	住所（ ）	住所（ ）
状況（ ）	状況（ ）	状況（ ）	状況（ ）

◎ 就学前の兄弟姉妹の状況

氏名	続柄	生年月日	年齢	状況
				（利用申込中・在学中）・その他（ ）
				（利用申込中・在学中）・その他（ ）

◎ 兄弟姉妹で利用申込をしている場合

兄弟姉妹で利用申込をしている場合		利用調整時に必要となりますので、十分ご検討の上記入してください。	
兄弟姉妹が別々の保育施設等であれば利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 別々でも利用する	☐ 別々なら利用しない	
兄弟姉妹全員が同時に利用できる場合、どちらを希望するか。	☐ 同じ保育施設等の利用を希望する（希望順位が下でも同じ保育施設等の利用を希望する場合）	☐ 兄弟姉妹別々でもそれぞれの希望順位の高い保育施設等の利用を希望する	
兄弟姉妹のうち、1人だけ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ はい	☐ いいえ	
※兄弟姉妹で、上の子のみ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 利用する	☐ 利用しない	
※兄弟姉妹で、下の子のみ利用できる場合、利用を希望するか。	☐ 利用する	☐ 利用しない	
※1人だけ利用する場合、利用できる子どもの保育はどうするか。	（ ）		

◎ 世帯の状況

世帯の状況		該当する場合、番号に「○」印または必要事項を記入してください。	
1 日常的に介護が必要な家族の有無	介護を受ける人（父・母）※父母のいずれかに限る		
対象者：身体障がい者手帳3級以上・精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳の所持者もしくは介護1以上の認定者 →対象となること分かる書類を添付してください。（障がい者手帳（写）、介護保険被保険者証（写））			
氏名	子どもの続柄	介護の頻度	日/週
住所	同居・別居（住所）		
2 上記の介護が必要な家族を除いて、世帯に障がい者手帳所持者がいる。（障がい者手帳（写）を添付してください。）			
氏名	子どもの続柄		

チェックまたは必要事項を記入し

母親の状況

・就労内定（収入の見込：有・無）

・育休延長：可・不可

年 月 日 ～ 年 月 日

順位付けとなることに不服はあ

現在求職活動中

05
必要書類に
ついて

利用調整調査票（その2）

お子さまの現在の保育状況や、出生時の状況、発達・健康状態をご記入いただくページです。

この情報をもとに受付時に面接（聞き取り）を行います。

利用調整調査票（その2）

記入日 西暦・令和 年 月 日

保護者氏名	子どもの氏名	性別	生年月日	おうちの呼び名	主に養育をする人
		男・女	西暦 平成 令和 年 月 日		

◎ 子どもの保育状況 ・該当する番号に「○」印または必要事項を記入してください。

現在の 保育状況	1 自宅で保育（父・母）	2 同伴就労（父・母）	3 保育所・認定こども園・地域型保育事業	
	4 委託（親族（子どもとの続柄）・知人）⇒	保育場所（自宅・相手宅）		
	5 職場内託児所（父・母）	利用期間（ 年 月頃～ ）		
	6 企業主導型保育事業（ ）	利用頻度（ 日/週 ）		
	7 認可外保育施設（ ）	利用料（ 円/月 ）		
	8 その他（具体的に： ）			
	利用できなかった場合の保育について、該当する番号に○をつけてください。			
	保育施設等を利用できなかった場合			
1 自宅で保育			2 同伴就労	3 職場内託児所を利用
4 企業主導型保育事業を利用			5 認可外保育施設を利用	6 一時保育を利用（一時預かり事業）
7 ファミリーサポートセンターを利用			8 親族による保育	9 その他（ ）
再入所	申込みこどもの弟・妹の育児休業取得時に、保育施設等を退所した場合は、以下についてご記入ください。			
過去の 保育歴	退所した保育施設等名（ ） 施設等退所月（ 年 月 ）			
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日	施設名		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日	施設名		

◎ 保健福祉センターでの健診受診 ・該当する事項に「○」印、運動・言葉の発達面等で助産されている項目があれば、記入してください。

保健福祉センター等 での健診受診	3か月健診	1歳6か月児健診	3歳児健診
	受診済（ 年 月 ）・未受診・不明	受診済（ 年 月 ）・未受診・不明	受診済（ 年 月 ）・未受診・不明
助産事項			

◎ 子どもの健康状況 ・該当する項目に「○」印または必要事項を記入してください。 ★面接時に詳しくお聞きすることがあります

健康 状態	発育 状況	【出生時】（ ）週（ ）g（ ）cm	
		【現在】（ ）歳（ ）か月（ ）kg（ ）cm	
	現在の 状況	【疾病】 なし・あり （治療中 経過観察中 治療済）	
		【通院】 なし・あり ⇒ 1年に1回以上の通院 なし・あり（★1）	
		【アレルギーを起したことがありますか】 なし・あり（それはいつごろですか？⇒ 年 月頃（口嚥飲回ある場合は最近の日付））	
		（★1）同一疾病等で1年に1回以上の継続的な通院がある場合は、別添の「対象児童用診察書」の提出が必要です。	
		（低出生体重児（2500g未満）・巨大児（4000g以上）・早産（在胎37週未満）・過期産（在胎42週以上）等、経過観察のための同様な通院がある場合も含む）	
		（医療的ケア） なし・あり	
		経管栄養 吸引 ネブライザー吸入 酸素吸入 血糖測定 インスリン注入 導尿 人工肛門・尿管皮膚瘻の器具交換 コンタクトレンズ装着	
		（★2） その他：内容（ ）	
（★2）医療的ケアがある場合「医療的ケア利用申込書兼同意書」の記載が必要なため、面接時にお知らせください。			
通院機関や相談機関等		期 間	診 断 名
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
【その他】			
アレルギー等 （食物アレルギー・アトピー性皮膚炎等）	なし・まだわからない・あり ⇒アナフィラキシー なし・あり（原因： ）		
	食物アレルギー ⇒（原因食物： ）		
	その他アレルギー等 ⇒（状況： ）		
	上記の原因食物で、調味料なども配慮する必要がありますか。 なし・あり		
ありの方で、食事面や生活面での配慮が必要になる場合、医師の指示が必要になります。			
・上記以外で、食べたり飲んだりしてはいけない食物はありますか ⇒ なし・あり			
（食物： 理由： ） ※詳しくは、施設入所の際にお聞きます。			

裏面に続く

保育に必要なため該当する項目に「○」、または必要事項を記入してください。 ★面接時に詳しくお聞きすることがあります

生活状況	運動機能 状況	首のすわり ・ 寝返り ・ ひどすわり ・ はいはい ・ つかまり立ち ・ つたい歩き	
		歩き始め（ 歳 か月頃） ・ 歩行が不安定	
		物をつかみにくい ・ 手をだして物をつかむ ・ 指先で物をつまむ ・ なぐりがきができる	
	その他（ ）		
	言葉	喃語 ・ 単語 ・ 二語文 ・ 会話ができる（日本語 ・ 語）	
	話し始め（ 歳 か月頃） ・ その他（ ）		
	意思の伝達	まだ ・ 指差し ・ 言葉 ・ しぐさ ・ その他（ ）	
	衣服の 着脱	大人にしてもう ・ 手助けすればしようとする	
	自分でできる	自分でできる	
	その他（ ）		
食事	（形態）	ミルク（母乳・粉・混合）・離乳食（初期食・中期食・後期食・完了期）	
	普通食 ・ その他（ ）		
	【介助状況】	食べさせてもらう ・ 手伝いが必要 ・ 手づかみで食べる	
	一人で食べる（スプーン・箸）		
	コップで飲む（自分でもって飲む ・ 介助をすすると飲む ・ 飲めない）		
	その他（ ）		
	（咀嚼の状況）	よくかむ ・ かむ力が弱い ・ かまずに飲み込む	
	（嚥下の状況）	飲み込める ・ 飲み込みにいが（固形物・ドロドロ・水分）は飲み込める	
	飲み込めない ・ その他（ ）		
	（食事の量）	常に一定量食べる ・ 食が細い ・ ムラがある（理由：メニュー・体調・機嫌・不明）	
好きな食べ物（ ）			
苦手な食べ物（ ）			
苦手な食べ物は： はげませば食べられる ・ はげましても食べられない ・ その他（ ）			
排泄	オムツを使用（一日中・睡眠中のみ） ・ 出たら知らせる（大便・小便） ・ 出る前に知らせる		
ほぼ自立している ・ その他（ ）			
睡眠	寝つきは良い ・ 寝つきは悪い ・ 眠りが浅い ・ 睡眠のリズムは一定である ・ その他（ ）		
人や物との 関わり	（名前を呼ぶと振り向きますか）	はい ・ いいえ	
	（話しかけへの反応）	反応しない ・ 視線を合わせる ・ 動作や言葉で反応する	
	（あそび）	一人で遊ぶ ・ 大人と遊ぶ ・ こども同士（きょうだい）で遊ぶ	
	好きなあそびは何ですか（ ）		
	今、興味のあるものは何ですか（ ）		
（こだわり）	なし・あり（物・あそび・場所・生活・手順・時間など）		
（思いが通らない時）	切り替えることが できる ・ 難しい		
（簡単な指示や禁止）	わかる ・ わからない ・ わかっているが止められない		
危険な事をした時に制止がききますか（例えば、高い所に登る、飛び出す等）	はい ・ いいえ ・ わからない		
障がい等の 状況	障がい名	（★3）発達障がいの診断を受けている方は、「各医療機関の診断書」の提出が必要です（写し可）	
	身体障がい有手帳	（★4）	なし・申請中・あり（ 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6 ）級
	療育手帳	手帳の写しの提出が必要です	なし・申請中・あり（ A ・ B 1 ・ B 2 ）
	精神障がい者保健福祉手帳	なし・申請中・あり（ 1 ・ 2 ・ 3 ）級	
	児童発達支援等の障がいサービス受給	なし・申請中・あり（利用サービス： ）	
特別児童扶養手当受給	なし・申請中・あり（ 1 ・ 2 ）級		
他機関の利用 （療育施設等）	期 間	症状（判定・発達検査結果を含む）	
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
	西暦・H・R 年 月 日～西暦・H・R 年 月 日		
健康・発達 について	こどもの健康や発達に関し家庭で気をつけていること・たんのこどもと一緒に通う中で気になることがあれば記入してください。		

個人情報に係る同意書及び 利用申し込みに係る確認書

保育施設にお申し込みいただく際の注意事項です。
全てお読みいただき、
☑と保護者欄への署名をお願いします。

個人情報に係る同意書及び利用申し込みに係る確認書

次の事項について確認のうえ、☐にレ点をチェックしてください。

- ☐ 申請書・利用調整調査票に記載された内容や、区職員が聞き取らせていただいた記録については、保育に役立てるため、保育の利用調整に必要な範囲で利用が見込まれる保育施設・事業所に情報提供します。また、必要に応じて保健師と情報共有します。
- ☐ 利用調整の結果、利用内定となった場合は、利用内定の保育施設・事業所に対し、保育の実施に必要な範囲で個人情報を提供します。
- ☐ 必要書類は、所定の期日までに必ず提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等に反映されないことがあります。場合によっては、認定却下または、利用調整における加点の対象外、もしくは、減点の対象となることがあります。
- ☐ 提出書類の内容に虚偽があった場合は、決定等を取り消すことがあります。
- ☐ 適正な利用料の算定及び利用調整の実施のため、住民基本台帳、課税台帳等の関係公簿を閲覧することがあります。
- ☐ 利用申込中又は利用中に保護者の認定事由等に変更があった場合は、速やかに保健福祉センター保育担当へ届け出てください（児童・保護者の住所・氏名等が変わる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）。なお、就労をやめるなど、保育の必要性がなくなった場合は、保育施設・事業の利用を中止する又は利用申込みを取り下げいただく必要があります。
- ☐ 利用申込みを取り下げ場合は、速やかに保健福祉センターへご連絡いただくとともに、必要書類を提出してください。
- ☐ 保育施設・事業所を利用中の児童を対象とする育児休業の取得は認められません。利用開始前に育児休業を取得しているすべての保護者は、原則として利用開始月中旬に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取り消し退所となることがあります。また、利用開始後に、利用中の児童を対象とする育児休業を取得する場合には、保育の必要性がなくなるため、保育施設・事業を退所する必要があります。
- ☐ 就労の内定を認定事由として保育を利用する場合、原則として利用開始月中旬に就労を開始し、翌月末までに就労証明書を提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、決定等を取り消し退所となることがあります。
- ☐ 雇用期間が有期の場合、雇用期間が延長された場合には延長後の就労証明書を再提出してください。提出がない場合や、期日を過ぎてから提出された場合、雇用期間が延長されず保育が必要な理由が消滅した場合には、決定等を取り消し退所となることがあります。
- ☐ 利用希望の保育施設または事業所については、事前に見学してください。また利用希望を変更される場合は、指定の期日までに必要書類を提出してください。
- ☐ 転所の申込みをしている場合、利用内定後に辞退をされても、利用中の保育施設または事業所を継続利用することはできず、転所利用開始日の前日をもって退所となります。
- ☐ 保護者の求職活動や出産等を認定事由として保育を利用する場合、認定期間（保育を利用できる期間）が定められます。認定期間中の指定の期日までに認定事由に変更（求職活動ののち就労開始する等）がなかった場合は、認定期間の満了日をもって保育の利用を終了（退所）とします。
- ☐ 保育の必要性の確認のため、ご家庭や勤務先を電話や訪問により、調査させていただく場合があります。
- ☐ 令和6年4月1日より利用開始を希望する方の支給認定の通知は、事務が集中し審査に時間を要するため、令和6年1月末以降となります。
- ☐ 令和5年1月以降に保護者が婚姻・離婚をされたことにより、保護者の扶養関係が変化した場合は、下欄の☐にレ点をしてください（正しく利用者負担額を算定するために必要になります）。
 - ☐ 令和5年1月以降に保護者が婚姻・離婚をしたことにより、扶養関係が変化した。

保健福祉センター所長 西暦・令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____

以上、同意及び確認しました。

※以下本市記入欄（区担当者以外記入しないで下さい。）

父点数	母点数	代読点数	世帯点数	就労点数	きょうだい点数	その他	総点数	

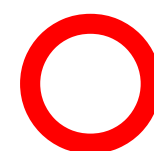
育児休業からの復職について

育児休業からの 復職について

原則として
「利用開始月中に復職」
が必要です。

- 保育施設・事業所を利用中の児童を対象とする育児休業の取得は認められません。利用開始前に育児休業を取得し、保護者は、原則として利用開始月中に復職し、翌月末までに復職証明書を提出してください。提出がない場合や、期日までに復職しない場合、決定等を取り消し退所となることがあります。また、利用開始後に、利用中の児童を対象とする育児休業を利用しない場合は、保育の必要性がなくなるため、保育施設・事業所を退所する必要があります。

例) 4月1日入所の場合



育児休業終了日 4月29日
復職日 4月30日



育児休業終了日 5月6日
復職日 5月7日

※大型連休明けの復職は認められません。

個人番号記載用紙

保護者とお子さまの
個人番号を記載し、
来所された保護者の
本人確認書類をご持
参ください。



個人番号記載用紙

保育認定用

利用(希望)教育・保育施設等名:

※未内定の場合は第1希望施設等の名称をご記入ください

	氏名	個人番号(マイナンバー)
保護者	申請者(※本人確認書類が必要です)	
	(申請者以外の保護者)	
申請子ども		
同居世帯員(※)		

※変更申請時は、同居世帯員が新たに増えた場合を除き、同居世帯員に関する記載は不要です。

・次の項目について確認していただき、口の中にチェックをしてください。

口記載した個人番号について、記載間違いがないことを確認しました。

<本人確認について>

マイナンバー制度では法令の定めにより、申請者の身元確認を行う必要があります。別添の説明等をご確認いただき、必要な書類を区役所窓口で提示してください。封筒に封入して提出する場合は、これらの書類またはその写し(コピー)を封筒に同封して、提出してください。ただし現在教育・保育施設等をご利用中の方が、利用中の施設等を經由して封筒に封入せず提出する場合、これらの書類は不要です。

なお、本人確認用の書類として、健康保険の被保険者証や健康保険等資格喪失証明書等の写しを封筒等に同封して提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング(黒塗り)を施して提出してください。

<利用目的について>

取得した個人番号は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定に関する事務及び児童福祉法に基づく保育の実施に関する事務に利用します。

(保育の実施に関する事務については、教育・保育給付認定を受けた又は希望する場合のみ利用します。)

<個人番号の記載がない場合、書類が不足している場合について>

※保育認定申請等の際には、原則として個人番号の記載をお願いします。ただし個人番号の記載が困難な場合や、本人確認書類が不足している場合は、個人番号を記載せずに申請等を受付けることも可能とされています。この場合大阪市が受付後に、必要な範囲で個人番号を調べますが、個人番号が確認できない場合等には、別途手続きに必要な書類を求めることがあります。

受付者記入欄(保護者による記入は不要です)	本人確認書類	
	1種類必要なもの	2種類必要なもの
□ 個人番号カード	□ 運転免許証、運転経歴証明書	□ 健康保険被保険者証
□ 通知カード	□ パスポート	□ 介護保険被保険者証
□ 住民票等の写し	□ 身体障害者手帳	□ 年金手帳
	□ 精神障害者保健福祉手帳	□ 児童扶養手当証書
	□ 療育手帳	
	□ 在留カード又は特別永住者証明書	□ その他証明書等
	□ その他写真付き証明書等	()
	()	()

保育が必要な理由を証明する書類

保育が必要な理由は？

父母それぞれ 1 部
必要です

理 由

就労
(会社員/自営業/育休中)

疾病・障がい/
介護・看護

妊娠・出産

求職活動/
就学

証明書類

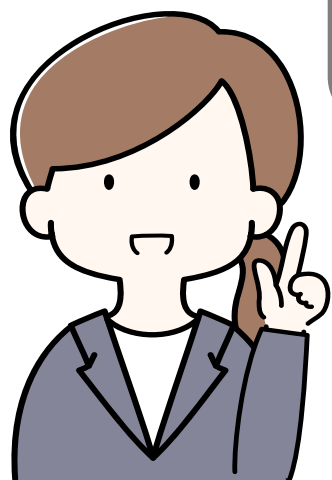
就労証明書

疾病・障がい状況申告書

母子手帳の写し

就学等証明書・
求職活動状況申告書

※次のスライド
で解説



就労証明書

【雇用されている（予定）方】

⇒ 勤め先で記入してもらいます。
（法人代表の場合も同様です）

【自営業（個人事業主）の方】

⇒ ご自身で記入いただいたうえで、
「最新の確定申告の控え」など、営業
実態の確認書類も必要です。

詳しくは同封の記載要領をご確認ください。

就労証明書 ※ 児童1人につき1通必要です。 証明様式①

区保健福祉センター所長 宛

証明日 西暦 年 月 日

事業所名

代表者名

所在地

電話番号

担当者名

記載者連絡先

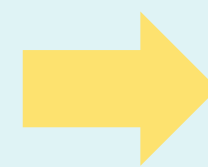
この様式は、2026(令和8)年4月1日以降からの保育施設等の利用を希望される方に提出いただく様式です。
2026年3月までに保育施設等の利用開始を希望される方は、別の様式で印刷いただく必要ありますので、ご注意ください。
本証明書の印刷における留意事項等は、大阪市ホームページをご確認ください。本証明書のデータもホームページからダウンロード可能です。
(https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000656530.html)

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労実態調査等に無断で作成し又は改変を行った者には、罰則上の罰に課せられる場合があります。

1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業	
2	フリガナ		
3	本人氏名	生年 月日	年 月 日
4	雇用(予定)期間等	☐ 期間 ☐ 有期	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
5	本人就労先事業所	名称	
6	雇用の形態	住所	
7	就労時間 (固定就労の場合)	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業員 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()	
8	就労時間 (変形就労の場合)	月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 平日 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
9	就労実績	合計時間 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 主たる就労時間 月 日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
10	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み	
11	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み	
12	産休・育休以外の 休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み ☐ 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他 ()	
13	復職(予定)年月日	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み	
14	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
15	保育士等としての業務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
16	雇用開始の期日後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定	
17	入所予定時育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
18	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否	
19	車身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日	
20	備考欄		
21	保護者記載欄	保護者名	年 月 日
22		保護者名	年 月 日
23		保護者名	年 月 日
24		保護者名	年 月 日

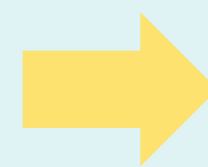
状況に応じて必要な書類

祖父母等が65歳未満かつ、同居または1km圏内に居住しており、保育ができない理由がある



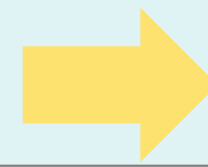
保育理由証明および申告書

ひとり親



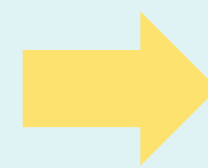
児童扶養手当、ひとり親医療証、または保護者の戸籍謄本等ひとり親であることが確認できるもの

単身赴任



住民票、光熱費の明細等居住実態のわかるもの

定期的な通院がある。または低体重（2500g未満）、早産（37週未満）で産まれたお子様（0、1歳児）



対象児童用診断書
（病院に記入依頼）

※ご自身で必要書類が不明な方は、お問い合わせください

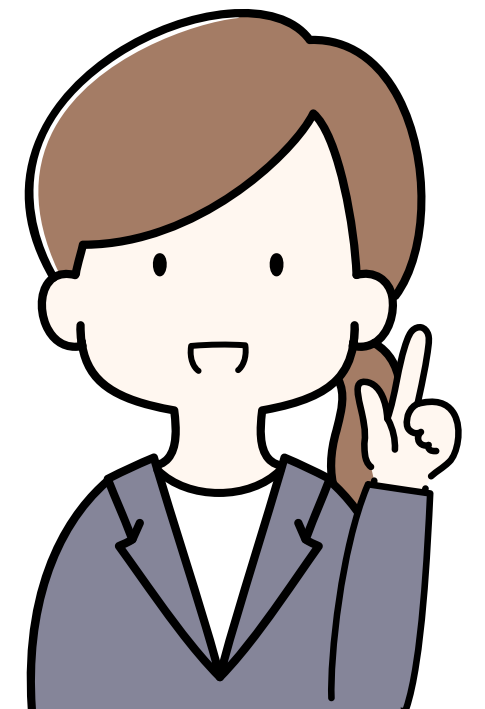
書類の提出（受付）について

育児休業取得中（予定）の方

育児休業手当延長手続きの際には、

申請書書類すべての写しの提出が必要です。

提出前にご自身でコピーを取るようになしてください。



書類の提出（受付）について

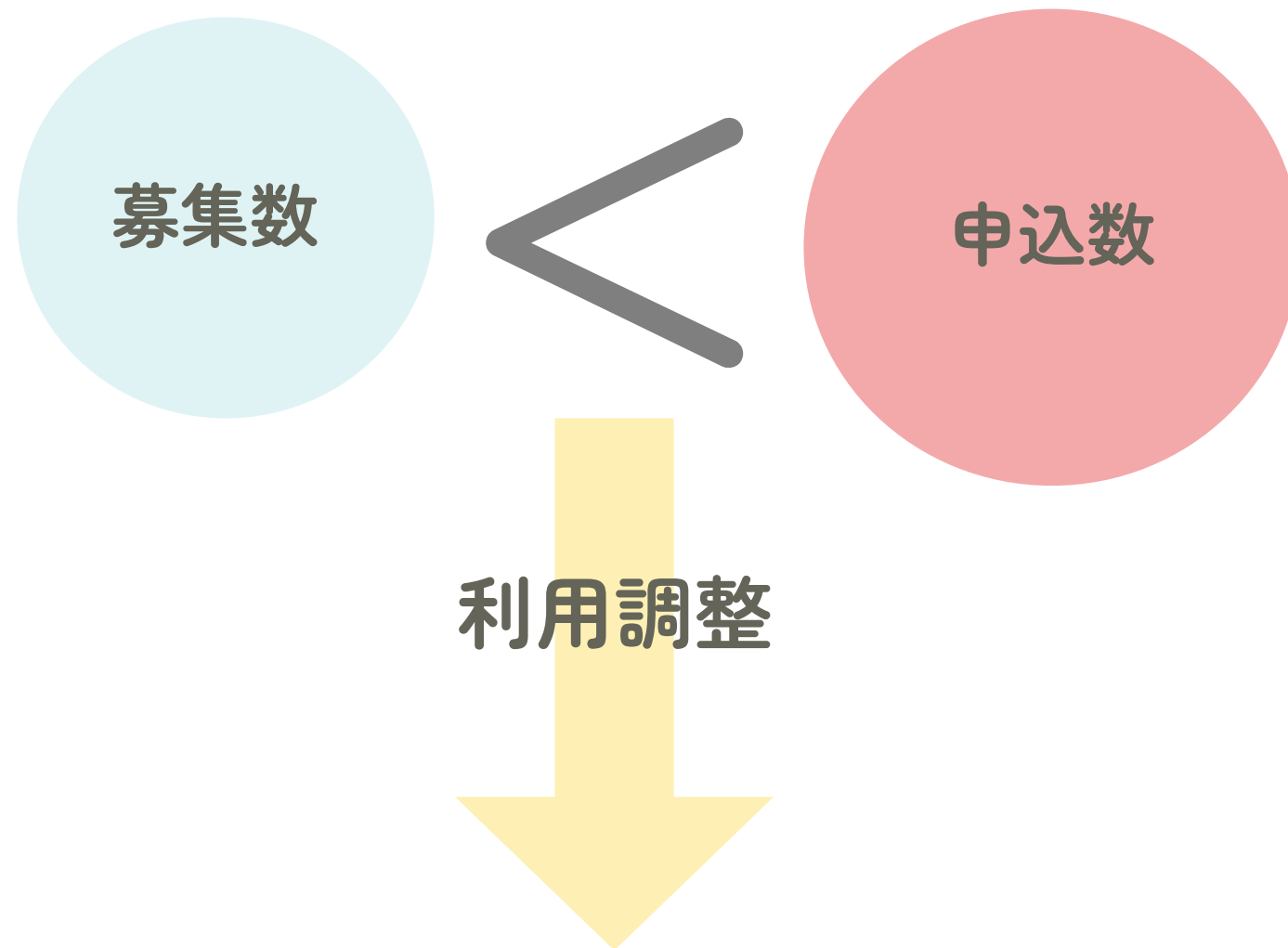


書類受付時に、**お子さまの面接**（健康状態の聞き取り）を行います。

健康状態や予防接種の状況、お食事やトイレのことなどをお伺いします。「母子手帳」をご持参ください。

必ず「申し込みをするお子さま」と一緒に窓口へお越しくください。

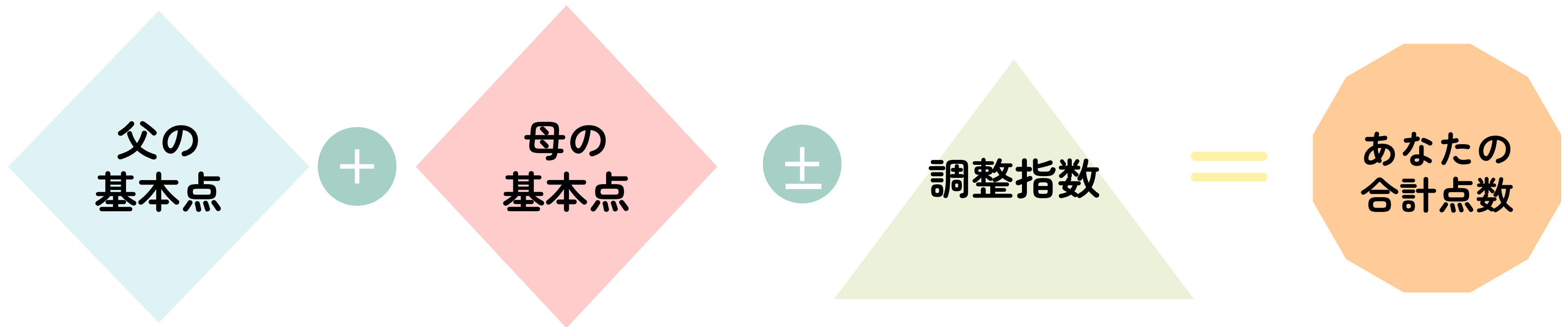
点数制について



募集数より申込数が多い場合、
**利用調整指数（点数）の高い方から
順番に内定**
が決まります。

この「誰が優先して入れるか」を決める仕組みを
「利用調整」と呼びます。
点数は保護者の「保育が必要な理由」などに応じて計
算されます。

点数制について



点数は、保護者（父母）が保育できない理由に応じた基本点数（200点満点）と、児童・世帯の状況に応じた調整指数により加点・減点を行います。

基本点数

保育できない理由・状況に応じた点数

提出いただいた証明書の内容により、
点数表に基づいて採点していきます。

※保育施設・保育事業利用の案内 P22～23参照

保育利用調整基準（令和8年度用）

保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業（当該事業所の従業員が利用する場合を除く）をいう。以下同じ。）の利用調整は、本表に基づき行うものとする。

なお、以降本表において、特に記載のある場合を除き、「保育施設」は保育所及び認定こども園、「保育事業」は家庭的保育事業等を指す。

利用調整にあたっては、「（1）基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定する。また、「（2）調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から利用が可能となる。

同一点数で並んだ場合は、「（3）順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

（1）基本点数表

事 由 （保育の必要性）	基本 点数	父 母（※1）が保育できない理由・状況
1. 就 労 ※2	100	月160時間以上働いている。
	90	月120時間以上働いている。
	80	月96時間以上働いている。
	70	月64時間以上働いている。
	60	月48時間以上働いている。（内職を含む）
2. 就労内定 ※2	90	月160時間以上の仕事に内定している。
	80	月120時間以上の仕事に内定している。
	70	月96時間以上の仕事に内定している。
	60	月64時間以上の仕事に内定している。

基本点数の例

父母ともに

「月160時間以上働いている」の就労の場合

父の
基本点
100点

+

母の
基本点
100点

=

基本点
200点

父100点、母100点の合計200点と計算します。

※保育施設・保育事業利用の案内 P22～23参照

(1) 基本点数表

事由 (保育の必要性)	基本 点数	父母(※1)が保育できない理由・状況
1. 就労 ※2	100	月160時間以上働いている。
	90	月120時間以上働いている。
	80	月96時間以上働いている。
	70	月64時間以上働いている。
	60	月48時間以上働いている。(内職を含む)

復職にあたり労働契約が変更となったり、契約時間に変動がある場合は、その時間での採点となりますので、ご注意ください。



調整指数

※保育施設・保育事業利用の案内 P24参照

家庭・きょうだいの状況に応じた点数

必要に応じて追加で書類を確認したうえで
該当すれば加点（減点）をします。
複数つく場合もあります。

(2) 調整指数表

	内 容	指数	該当する事由
保育の代替手段 (右記のうち主たるもの1項目のみを適用)	児童を65歳未満の別居(保護者住所地からおおむね1km圏内に居住)の祖父母等に預けることが可能である。(当該祖父母等が求職中である場合を含む)※1	-3	
	児童を20歳以上65歳未満の同居の親族(祖父母等・おじ・おば・きょうだい)に預けることが可能である。(当該親族が求職中である場合を含む)※1	-7	
	保育施設又は保育事業の卒園児。(利用申込みのあった年度の年度末に卒園予定の者に限る。ただし卒園後の受入施設としての連携施設(保育施設に限る)を優先利用することが内定している場合を除く)※2	6	
	育児休業取得時に保育施設又は保育事業を退所し、復職時に利用申込みをする場合。※3	7	
	育児休業取得中に保育施設又は保育事業を卒園した後、保育施設又は保育事業を利用していなかった児童について、復職時に利用申込みをする場合。※4	4	
	利用申込時点で、申込事由を理由として、児童が保育施設・保育事業に該当しない保育サービス(親族委託、一時預かりを除く)を週3日以上、有償で利用している場合。※5※6※7	5	10. 求職中を除く
	利用申込時点で、前項目の期間が6ヶ月以上の場合。(前項目と重複しての加点は行わない)※5※6※8	7	
世帯の状況	利用申込み時点で、児童を同伴就労しており、職種により危険を伴う(児童が保育されている場所において、通常家庭で存在し得ない危険物を扱う)場合。※5	3	
	保護者が身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている場合。※9	5	5. 障がいを除く
	保護者が身体障がい者手帳3級以下、精神障がい者保健福祉手帳2級以下、療育手帳B1以下の交付を受けている場合。※9	3	
	同居の家族内に身体障がい者手帳3級以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または同居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※10	2	6. 介護・看護を除く
	別居の家族内に身体障がい者手帳3級以上、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者がいて週3日以上介護している場合。(当該児童又は保護者がこれらの手帳を所持している場合は除く)または別居の家族内に要介護1以上の認定者がいて週3日以上介護している場合。※10	1	

よくある調整指数

きょうだいが在園している園 + 7 点

単身赴任 国内 + 6 点 国外 + 8 点

祖父母等親族 同居 - 7 点 近居（1km圏内） - 3 点

お子さまがお一人目の場合など、調整指数が全くつかない方も多くいらっしゃいます。

同点の時の決定方法

※保育施設・保育事業利用の案内 P25参照

同点で並んだ場合の決め方も決まっています。

1 要件間の優先順位
(例：就労＞求職活動)

2 祖父母等と同居していないこと

3 保育施設の希望順位が高いこと

4 小学生以下の子どもの数が多い世帯



5 一歳児クラスの優先申し込みの有無

6 経済状況（所得金額の低い世帯優先）

次のスライドで
解説

上の項目から順に
どなたが優先かを見ていきます。

同点時の順位表

対象者

1歳児クラスの優先申込とは？

- ・ 前々年度10月2日～前年度4月1日 生まれ
- ・ 前年度4月1日以前より大阪市内に居住
- ・ かつ、年度の途中入所（10月利用開始分まで）の申請をしており、一度も内定を受けていない者



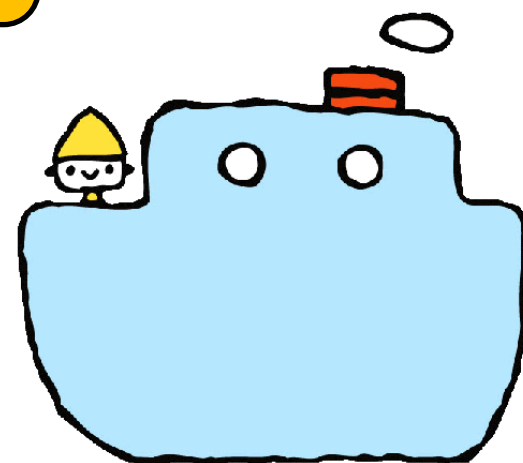
該当すれば、1歳児クラスの選考で同点で並んだ場合に5番目の項目で優先されます。（加点ではありません）

育児休業の延長については、「1歳のお誕生月」の申請で対応できますが、優先を得るためには『**9月5日締切の10月入所**』の申請をする必要があります。

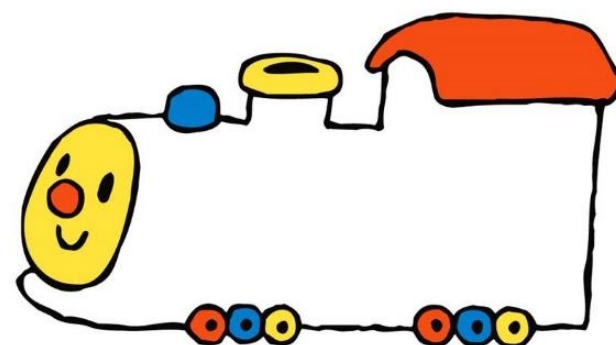
利用調整の仕組み

募集人数と申込み人数

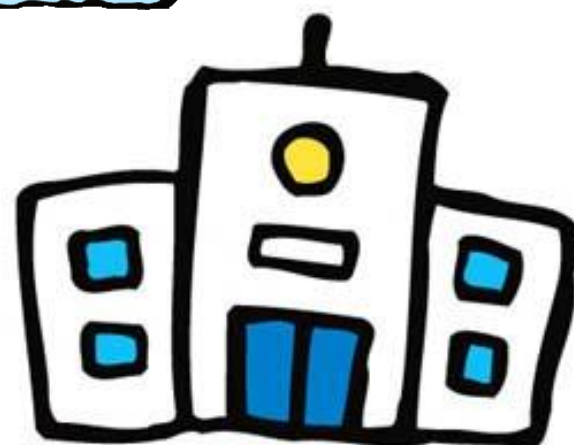
おふね保育所
1歳児：3名募集



きかんしゃ保育園
1歳児：2名募集



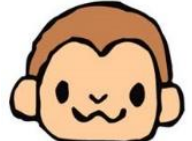
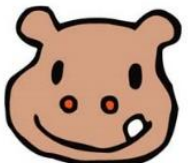
まちの保育園
1歳児：2名募集



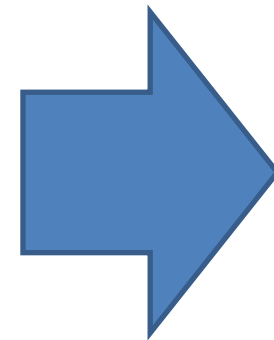
9名の1歳児が
申込み



利用調整(採点)

	200点		180点
	207点		197点
	190点		130点
	205点		207点
	200点		

全員の採点
作業を行う



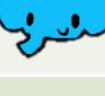
1
3
4

	207点
	207点
	205点
	200点
	200点
	200点

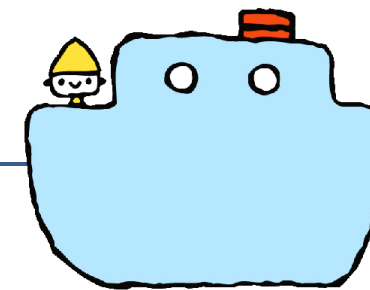
7		190点
8		180点
9		130点

点数順に並び替える

利用調整（選考作業）

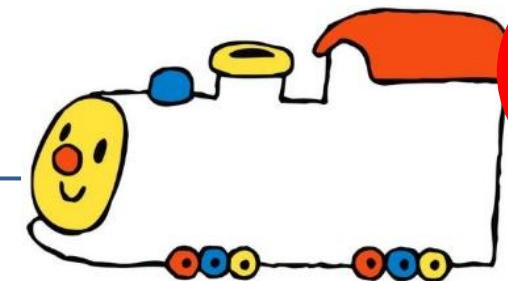
氏名	点数	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望
らいのすけ 	<u>207</u>	☐ まちの		
うさ美 	<u>207</u>	☐ おふね		
かば雄 	<u>205</u>	☐ まちの	きかんしゃ	
くま男 	<u>200</u>	☐ おふね		
パン子 	<u>200</u>	☒ まちの	☐ おふね	きかんしゃ
鼻子 	<u>200</u>	☐ きかんしゃ		
ぶー太郎 	<u>190</u>	☒ おふね	☒ まちの	
もん太 	<u>180</u>	☐ きかんしゃ		
とら吉 	130	おふね	きかんしゃ	

おふね保育園



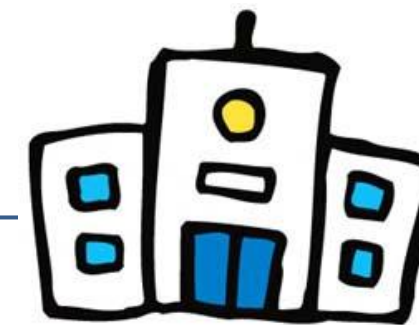
0

きかんしゃ保育園



0

まちの保育園



0

利用調整のポイント

利用調整は、希望施設の順位ではなく、
点数の高い世帯から順に内定となります。

かば雄		205		きかんし	
くま男		200			
パン子		200	× まちの	○ おふね	きかんしゃ
鼻子		200	○ きかんしゃ		
ぶー太郎		190	× おふね	× まちの	
もん太		180	○ きかんしゃ		

パン子は200点

パン子は第2希望

パン子が内定

おふね保育所

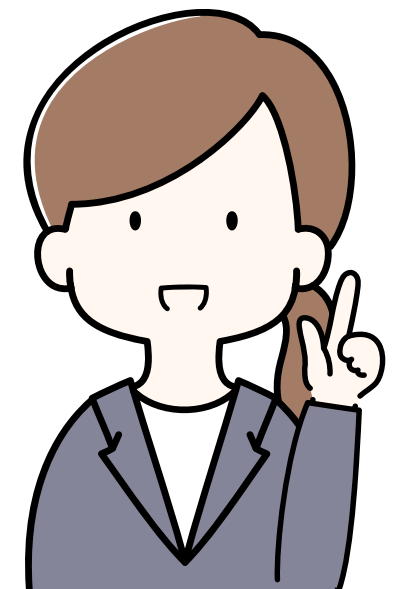
パン子が内定

ぶー太郎は190点

ぶー太郎は第1希望

募集状況について

北区の保育所入所の状況・傾向を
令和8年4月入所のデータをもと
にご案内します。



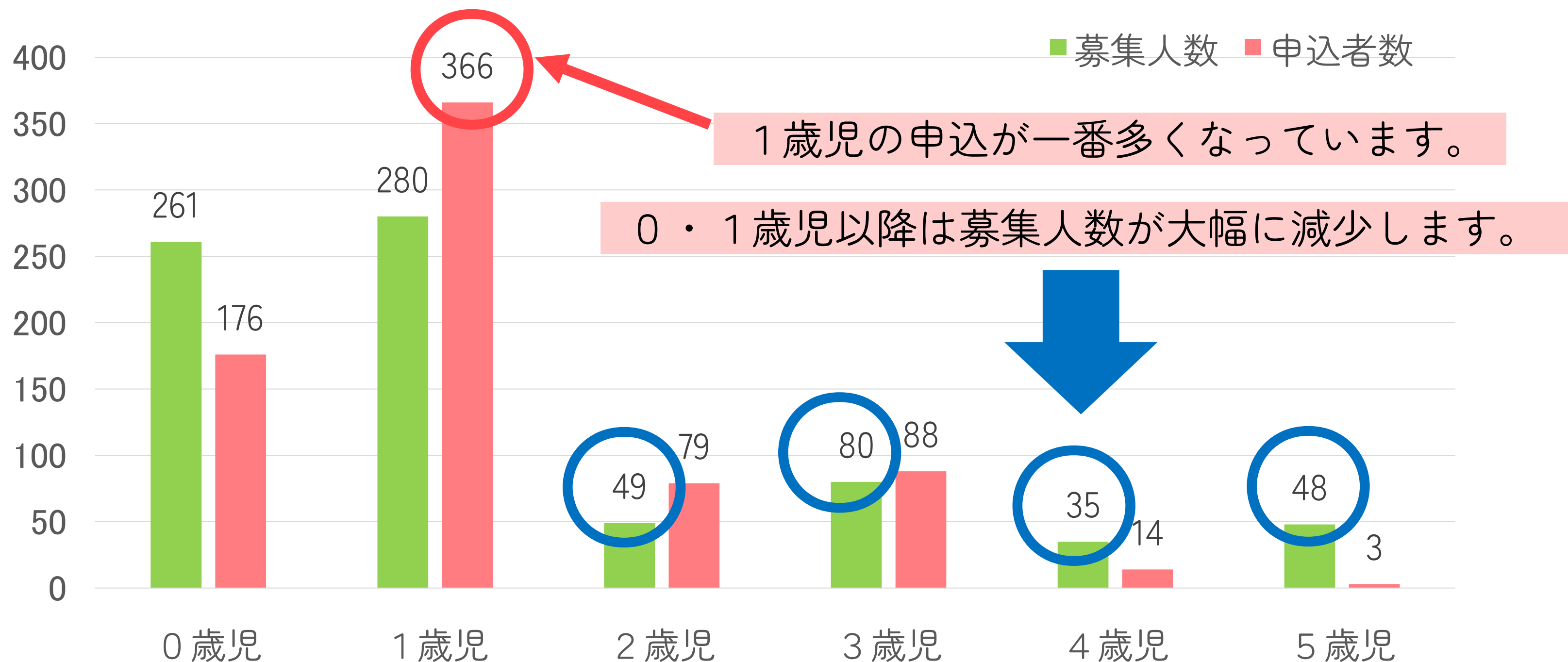
北区令和8年4月1日入所の状況



利用保留数には

特定保育所希望・育休中・企業主導型保育事業利用などが含まれます

1次調整での募集・応募の傾向



1 次調整受付時点での申込状況

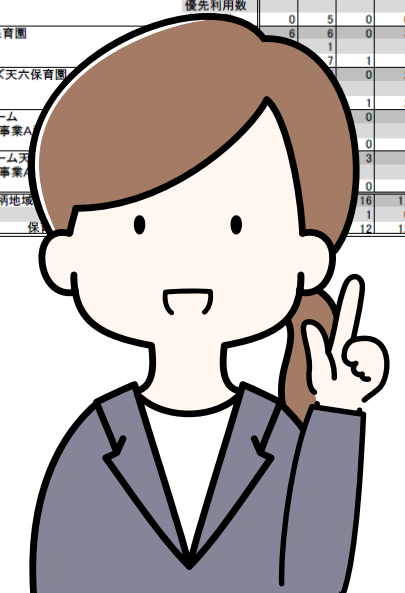
- 各施設・年齢別で募集数と申込者数を 10 月上旬に申し込みを受け付けた状況で集計し、10 月末頃公表しています。
- 北区内の地域ごとに掲載していますのでお住いの地域の申し込み状況の把握にお役立っていただけます。

募集数及び申込状況【北区】令和5年10月27日発表～10月31日修正分
※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名	募集数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
クオリスキッズ北梅田保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 0 0	6 4 0	0 0 0	2 1 0	0 0 0	0 0 0	14 0 0
マミーズアイ保育園おおさかきた園 (保育所・分園)	募集数 優先利用数 申込者数			2 1 0	2 1 0	0 0 0	0 0 0	4 0 0
マミーズアイ保育園おおさかきた分園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	3 4 13	14 13 13					17 17 17
マザーシップ新梅田保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 11 7	7 7 1	0 1 3	1 3 0	1 0 0	1 0 0	19 22 1
金鷺保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 6 1	3 15 4	3 4 6	0 0 1	0 32 1	0 0 0	18 32 2
AIJ NURSERY 大淀中 (保育所・公立)	募集数 優先利用数 申込者数	6 2 1	6 14 1	0 1 3	4 3 1	3 0 0	1 21 0	20 44 1
大淀保育園 (保育所・公立)	募集数 優先利用数 申込者数	3 2 1	11 9 2	5 3 0	7 0 8	10 1 2	8 17 2	44 17 19
大淀保育園(夜間) (保育所・公立)	募集数 優先利用数 申込者数	1 1 0	1 2 0	0 3 0	0 8 3	0 2 2	0 0 0	2 17 0
ニチキッズ大淀中保育園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	6 0 0	2 1 1	2 1 1				10 2 2
大淀地域 保育士等優先利用申込者数を除く申込者数	募集数 優先利用数 申込者数	43 1 26	51 1 64	10 0 13	27 2 14	18 0 2	12 0 3	168 4 122
施設名	募集数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
中津保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 1 1	12 5 1	3 1 1	1 0 1	0 0 0	0 0 0	26 7 9
茶屋中津保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 6 0	5 8 4	0 0 0	0 0 0	0 1 0	0 0 0	14 19 0
大阪主婦之会保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	6 9 10	5 3 3	3 2 4	2 0 0	0 0 0	0 0 0	16 16 26
ひつろぎっず新梅田園 (保育所型認定こども園)	募集数 優先利用数 申込者数	9 4 1	3 1 1	0 0 0	0 0 0	4 0 0	3 0 0	19 6 7
ひつろぎっず中津園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	6 0 0	0 2 0	1 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	7 2 0
クオリスキッズ中津三丁目保育園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	3 1 0	6 2 1	2 0 0				11 3 0
こぐまの森保育園 梅田園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	3 0 0	1 1 0	1 0 0				5 0 0
中津～豊崎地域 保育士等優先利用申込者数を除く申込者数	募集数 優先利用数 申込者数	45 0 21	32 0 29	10 0 9	3 0 5	4 0 2	4 0 0	98 0 66

募集数及び申込状況【北区】令和5年10月27日発表～10月31日修正分
※優先利用数：保育士等優先利用申込者数、申込者数：保育士等優先利用申込者を除く申込者数

施設名	募集数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
青色つばき保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	15 17 12	2 37 25	0 2 0	0 2 0	1 2 0	0 2 0	18 60 37
さつき保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数		1 33 7	0 7 3	0 0 0	0 0 0	0 0 0	1 51 0
中崎町かいせいの保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	6 5 7	6 7 1	0 1 4	2 4 1	0 0 0	0 0 0	14 19 0
豊崎ちとせ保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 2 6	4 6 2	0 1 1	4 0 0	2 0 0	0 0 0	19 11 0
中崎はな保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	9 2 3	7 3 1	1 1 1	2 0 0	0 0 0	4 0 0	23 8 0
トレンジャーキッズほんじょう保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	5 2 3	9 3 1	1 1 0	3 0 0	0 0 0	4 0 0	22 8 0
フェアリー保育園本庄東 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	7 1 10	6 10 1	0 1 3	2 0 0	3 0 0	0 0 0	18 15 13
レイモンド梅田北保育園(分園) (保育所・分園)	募集数 優先利用数 申込者数	6 0 0	3 0 0	4 0 0				10 0 0
明の守なかさき園 (保育所型認定こども園)	募集数 優先利用数 申込者数	7 1 5	3 1 9	0 0 3	0 0 0	0 0 0	0 0 0	10 2 18
商店街の保育ママ 興学院 (家庭的保育事業)	募集数 優先利用数 申込者数	1 0 0	1 0 0	1 0 0				3 0 0
ひつろぎっず北沢役所園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	2 1 0	5 0 0	1 0 0				8 1 0
輝け未来保育園 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	5 0 0	0 0 0	2 0 0				7 0 0
本庄～中崎町、南町地域 保育士等優先利用申込者数を除く申込者数	募集数 優先利用数 申込者数	84 45 113	71 113 21	10 21 17	13 3 2	6 0 0	8 2 20	192 3 201
施設名	募集数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
鶴崎寺保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	6 0 0	14 3 3	6 0 0	4 0 0	3 0 0	4 0 0	37 7 23
長柄保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	6 2 9	6 1 7	7 2 9	2 0 3	2 0 0	0 0 0	23 34 24
ポポラー大阪長柄園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	3 0 0	15 5 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	18 5 0
家のめぐみ保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	0 0 0	5 6 1	0 0 0	0 3 0	0 0 0	0 0 0	5 15 1
クオリスキッズ天六保育園 (保育所)	募集数 優先利用数 申込者数	0 1 1	7 1 2	1 0 0	1 0 0	0 0 0	0 0 0	12 12 17
さくらんぼルーム (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	0 0 0	0 0 0	2 2 0				4 0 0
フェアリールーム天六 (小規模保育事業A型)	募集数 優先利用数 申込者数	0 0 0	3 3 0					15 0 0
天六～長柄地域 保育士等優先利用申込者数を除く申込者数	募集数 優先利用数 申込者数	16 12	11 12	5 3	5 2	0 0	0 0	34 20



資料をご覧ください うえでの注意点をご案内します

資料閲覧時の注意点①

・募集人数（表の上段）

公開時点の目安であり、変動することがあります。（入所児童の異動、保育士の配置等）
各園の年齢ごとの募集・応募状況の傾向を把握することができます。

・優先利用数（表の中段）

保育士等優先利用申込者数です。
（大阪市内の認可保育施設等で勤務する保育士等の子どもについて、優先的に利用調整を行います）

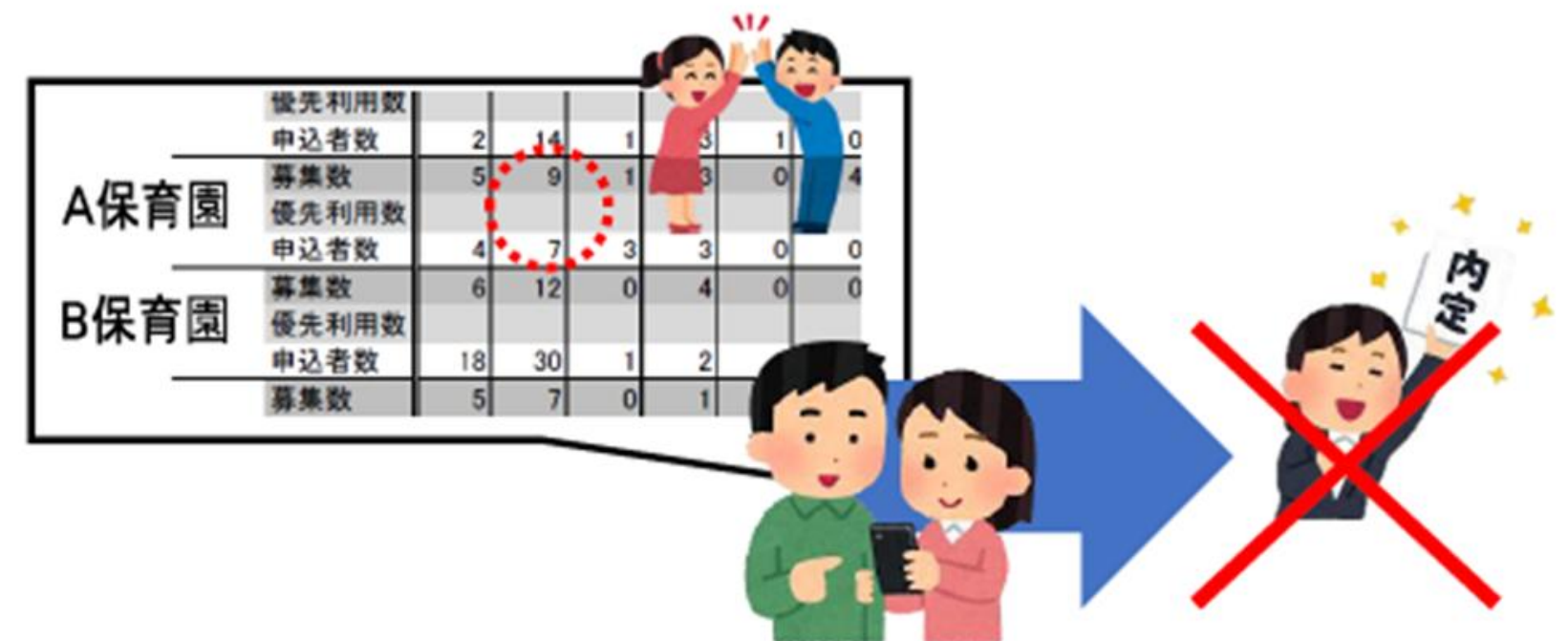
		歳児別						計
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
A保育園	募集数	6	14	6	4	3	4	37
	優先利用数							0
	申込者数	0	3	3	0	0	1	7
B保育園	募集数	6	6	7	2	2	0	23
	優先利用数		2	1				3
	申込者数	6	9	7	9	3	0	34
募集数		3	15	0	0	0	0	18
優先利用数								0

資料閲覧時の注意点②

・申込者数（表の下段）

優先利用申込者を除く、**第1希望のみ算出**しているため、第2希望以下の申込は含まれておりません。

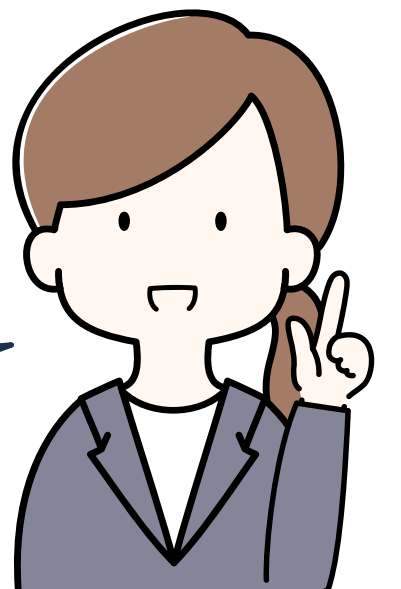
したがって申込者数が募集数を下回っている場合でも利用が決定するわけではありません。



資料閲覧時の注意点②つづき

- 利用調整は、希望施設の順位ではなく、点数の高い世帯から順に内定となります。
そのため、点数の高い世帯が第1希望の施設で内定しなかった場合、第2希望以下の施設で内定する場合があります。
- 希望変更等を行う方もいるため、実際の選考までに変動があります。（取下げ、辞退、2次調整など）

以上に留意のうえ、本資料を希望園検討の参考としてご活用ください。



一斉入所の状況について

令和8年4月1日入所の詳しい状況については、
大阪市ホームページ、「大阪市の保育所等利用待機児
童数について（令和8年4月1日現在）」にて詳細な
資料を公開しています。

園の情報収集について

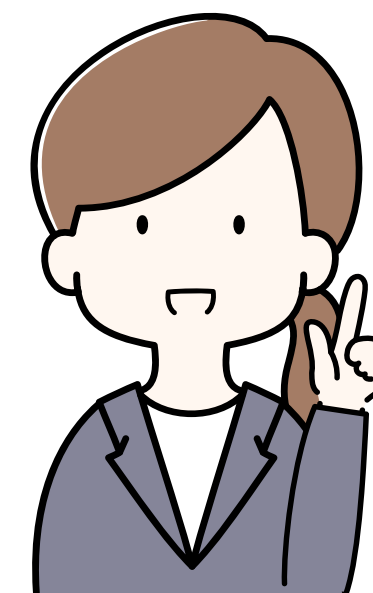
- 必ず希望される園の見学をお願いします。施設により保育方針や取り組みはさまざまです。
(内定後の辞退・転園には減点が付き、次の選考で不利になる恐れがあります)
- 北区では「**北区 保育園ガイドブック**」を作成しております。ご活用ください。

園見学の予約については、園に直接お問い合わせ、または園のホームページ等をご確認ください。



園見学のポイント（参考）

- 自宅からの距離、通勤経路上でロスが少ないか
- 園の設備面（園庭の有無等）
- 時間（開園時間、延長保育が何時からか等）
- 行事の回数や内容
- 特別保育（英語、体操など）の有無、対象年齢、頻度や実施時間、料金等
- 準備物（おむつ、お布団、着替え等）
- 職員の雰囲気



実際に通うことを考えてご検討ください

について子育てコンシェルジュの個別相談について

【相談日時】

- ・ 相談受付日 平日（月・火・水・木・金）
 - ・ 相談受付時間 10時/11時/13時/14時（各枠1時間）
- 相談窓口 北区役所子育て・教育課 3階30番窓口

相談予約はオンラインで受け付けています。
詳しくは北区役所ホームページをご確認ください

